
令和4年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第4日)

令和4年3月10日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第4号)

令和4年3月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
改正について
- 日程第2 議案第5号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第3 議案第6号 財産(土地)の取得について
- 日程第4 議案第7号 球磨村緊急自然災害防止対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 球磨村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に
ついて
- 日程第6 議案第9号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 球磨村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第9 議案第12号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例を廃止する条例の制定につい
て
- 日程第13 議案第16号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第15 議案第18号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第19号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第20号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第21号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第22号 令和4年度球磨村一般会計予算について
- 日程第20 議案第23号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計予算について

- 日程第21 議案第24号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第22 議案第25号 令和4年度球磨村介護保険特別会計予算について
日程第23 議案第26号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算について
日程第24 同意第1号 球磨村教育委員会教育長任命の同意について
日程第25 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
改正について
日程第2 議案第5号 辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第3 議案第6号 財産（土地）の取得について
日程第4 議案第7号 球磨村緊急自然災害防止対策事業分担金徴収条例の制定について
日程第5 議案第8号 球磨村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に
ついて
日程第6 議案第9号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について
日程第7 議案第10号 球磨村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第11号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
日程第9 議案第12号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
日程第10 議案第13号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第14号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第15号 球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例を廃止する条例の制定につい
て
日程第13 議案第16号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
日程第14 議案第17号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
日程第15 議案第18号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第16 議案第19号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第17 議案第20号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
日程第18 議案第21号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
-

出席議員（9名）

1 番 板崎 壽一君
2 番 東 純一君
4 番 小川 俊治君
5 番 高澤 康成君
6 番 舟戸 治生君
7 番 嶽本 孝司君
8 番 多武 義治君
9 番 田代 利一君
10番 松野 富雄君

欠席議員（1名）

3 番 犬童 勝則君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健 書記 山口 隆雄

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長兼総務課長事務取扱	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	復興推進課長	友尻 陽介君
税務住民課長	境目 昭博君	保健福祉課長	大岩 正明君
産業振興課長	犬童 和成君	建設課長	上蔀 宏君
会計管理者	假屋 昌子君	教育課長	高永 幸夫君

午前10時00分開議

○議長（多武 義治君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第4号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について

○議長（多武 義治君） それでは、日程第1、議案第4号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正を議題とします。

ご審議願います。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 熊本市町村総合事務組合の宇城市が脱退というふうを書いてご

ございますけど、宇城市が脱退する理由についてお分かりになればお伺いいたします。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 組合からの脱退ということではなくて、この交通共済、災害共済につきまして宇城市が6月30日で脱退をするということでございますけれども、どういう理由であるかということには承知をしていないということでございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第5号 辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第2、議案第5号辺地に係る総合整備計画の策定を議題とします。

ご審議をお願いします。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第6号 財産（土地）の取得について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第3、議案第6号財産（土地）の取得を議題とします。

ご審議をお願いします。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 確認です。災害復興住宅造成用地として整備をする上で、全ての用地の方、全員という認識で大丈夫ですか。

○議長（多武 義治君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 今回土地の表示ということで、12筆議案として上げさせていただいておりますけれども、全筆において内諾を得ている状況です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） この前説明はいただきました、いただきましたけれども、山口地区災害復旧宅地造成用地とありますけれども、一般質問でも、例えば千寿園関係辺りの話もあっているようでございます。私もできればここ辺り思っておりましたけれども、例えば、その千寿園関係については、ここはもう考えていないということですか、ほかには。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

前回もお答えしたとおり、渡運動公園多目的広場に建設を今のところ予定しているところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 千寿園は造ってほしいと、それはいずれ（ ）けれども、例えば、話を聞きますと、まだ造ったばかりですよ、何億かけて、造ったばかりというか、今のところそんなに早くしなくてはいけないのでしょうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 千寿園の再建、本設についてですけれども、これにつきましては国の災害復旧補助金、熊本県のほうで動いていただいておりますけれども、厚生労働省のほうに協議をされました。被災当時から協議をされまして、まずは仮設、本設ありということでの仮設を、厚労省、それから財務省のほうに申請を出されまして、お認めいただいて今の仮設があります。本設計画も、令和5年度末を目標にということで、これも国のほうに協議が前々から出されていた内容でございます。そういったところで、今現在村もそれに沿って、計画に沿って、今事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 私は、やはり造ってほしいと思いますけれども、場所については、まだ今の運動公園、村の一等地と私は思うんですよ。したがって、千寿園は民間、極端に言えば、民間ということで、私はあまりにも、やはり塚の丸辺りが一番私はいいいじゃないかと私は個人的に思いますけれども、再度村長にお聞きしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 先日の答弁と繰り返しになりますけれども、千寿園は球磨村にとって、

本当に高齢福祉を考えたときに必要な施設だと考えております。これからも、千寿園の再建に向けては、令和5年という期限がございますので、それに向けてしっかりと村で支援できるところは支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 今、田代議員、関連になると思いますが、そもそもその千寿園の後どういうふうに再建をしていくのかという話の中で、これまで安心して安全に暮らせるという位置づけの中で塚の丸という開発をやるわけですね。その前段として千寿園さんをとという中で、議会の議決が必要ではないからそういうふうに進んでいるんだらうと思いますが、それに対して議会に説明をしっかりと果たしたかという認識はありますか、村長。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

これまで千寿園の再建等につきまして、以外のことでもそれぞれその時々で議会のほうにはいろいろご説明しながら進めてきたという考えではおります。

以上です。

○議長（多武 義治君） 5番、高澤康成君、最後の質疑にしてください。

○議員（5番 高澤 康成君） あくまでもこの議案に関しては取得の案件でしょうけども、議会、いろんなこれまでの話の中でも説明をして理解をしていただいたと認識をしておりますというのが多いわけです。その案件に関しては、恐らくこの議会の議員のそれぞれの人たちも新聞等を拝見した中であつたわけです。それが事実なんです。そうであれば、じゃあいつ、どの時点でどういう説明をしたのかというところまで発展はしていくんでしょうけど、その認識したという考え、説明をして、理解を、同意を得たという解釈が果たして通るのかどうか。これ、課長いつ説明をされました。

○議長（多武 義治君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 担当課から議会の皆様に具体的な千寿園の再建についてのお話はしていませんけれども、これ復興計画の中で地域別協議会の座談会、説明会を行う際にも、復興計画の中で被災した福祉施設の再建というようなところで、渡の運動公園、そちらのほうに位置図示したり、あとは住民からの質問もございました。千寿園の再建については、村どう思っておるかということで、村長のほうにご質問がされたときには、千寿園が再建を望まれるならば村はそちらの支援をしていくというようなことをはっきり申し上げられまして、それから今日に至っておる状況です。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 同じ案件なんですけれども、やはり村民の中には、あそこに予定されています下の段ですけれども、住民の声、残してほしいという声もいっぱいあるわけです。その点についてどう考えておられるか伺いたと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今の舟戸議員のご質問は多目的広場を残してほしいということ、千寿園の予定地をどういう形で、広場として残してほしいということ。これまで、村の復興計画等つくる段階とかその後のまちづくり計画の地域別協議会とかいうそれぞれの中で、そのときそのときで今の復興状況あたりを、方針とか状況あたりを村民の方にもご説明をしまいったところで、その中で下の段、多目的広場は福祉施設をというふうな感じで説明をしてきたところでございます。ですから、今はこの計画に沿って事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 地域懇談会、結果的には被災をされた地域が主だろうと思うんです、極端に言えば、渡、一勝地、神瀬、被災をされたところで地域懇談会あってますよね。それ以外の、極端に言って、内布とか、三ヶ浦とか、そういった方々は、やはりあそこは運動公園として残してほしいと、そういう声がいっぱいあるわけです。それに対してどういう考えを持っておられるかということです。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今の復興に向かって進んでいる中で第一に考えているのは、いつも申しますけれども、被災された方の生活再建でございます。それを一番に考えて今進めているところです。運動のできるような場所、今本当に球磨村にはないような状況でございますけれども、それに関しましては遊水地内の広場でありますとか、渡小学校の跡地でありますとか、今そこをどういうふうな活用をするかということで検討しているところであります。その検討結果が出たら、もちろん皆様方、そして村民の方にもしっかりと説明をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 財産の取得についての質問はほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） よろしいですか。異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第7号 球磨村緊急自然災害防止対策事業分担金徴収条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第4、議案第7号球磨村緊急自然災害防止対策事業分担金徴収条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） この分担金の割合をお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） 分担金の割合ということですが、今上程しております議案第7号の第4条、分担金は事業に要する経費のうち2分の1以内の額を徴収するというようにしております。

以上です。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 第2条の災害の発生予防、拡大防止を目的というふうになっております。そういう解釈の仕方、受益者が利益を受けるとなっておりますが、災害そのものが災害を意図として起こすわけでもない中で、我が家、民有地に係る分の災害があつて、そこを修復するとかというその考え方というのが、いわばもちろん受益者負担というのは今後必要だろうとは思っているんですけども、これの基本2分の1以内となっているんですけども、村長が別途定めるといふふうになっております。そこがどういふふう、4分の1であつたりとか2分の1であつたりという線引きというのはどういふ解釈をしていけばよかですか。受益者がどんだけの利益を生むかどうかというのは、あくまでも災害があつてそれを個人負担したとしても、元に戻すことだけであつて利益何て発生せんですよ。それに対する2分の1という考え方、以内というふうになっておりますが、どうしてもそこら辺がちょっとグレーなのかなと私は思っているんですけども。もちろん、受益者負担という部分に関しては理解はしておりますけど、そこら辺どういふふうな考え方なのか。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） ただいまの分担金関係の割合というところでどういった考え方があるのかということですが、12月の下旬でしたか、治山関係、単県治山関係の、これも渡地区でしたが、令和2年に家の裏が崩れまして、県のほうで山の関係がある県ということで見いただきましたところ、単県事業であればいけるという話でした。そこは、ちょうど1軒の裏が崩れて、その下も、受益としては2軒あったんですけども、通常であれば個人財産ですので

大体個人でなければいけないんですが、たまたま事業的には単県事業でいけるということでしたので、ただし単県事業でありましても、先ほども高澤議員も言われましたが、個人財産の工事ということで、やはり分担金は発生するということで考えておりました。

村長協議の中で、うちでもともと平成24年ですか、につくりました農地関係の補助事業で小規模災害復旧事業という災害の補助によらない、国庫補助にのらない事業40万以下の事業というのがありましたけれども、そういったところで農地災害は村単独の補助をつくりましたけれども、その中でも農地以外で急傾斜とか、先ほどもありました治山とかの関係の補助が出た5軒以上とか規定があつてのらない部分がありましたので、その辺についても事業費に上限はつくらなくて、その個人の方がやられれば最低2分の1までは補助しましょうという農地とは別の項目も折り込んでおきました。

そういったところで、今回これは村の事業としてやる緊急自然災害防止対策事業なんですけれども、これについては逆に分担金を頂くという話で、その割合については今言いました2分の1というので、条項的には合わせております。

そして、ただ令和2年のような激甚災害の指定を受けた場合というのは、先ほど言いました小規模災害、農地関係とか急傾斜、治山関係につきましても、補助金を9割まで上げるというところで協議いたしまして、議員さん方にもご説明しまして要綱を改定したところでございます。それに合わせましたところで、こういった今度つくります条例——この分担金条例ですが——うちでやる工事についてもその割合としては合わせていきたいと思っております。その都度何かあれば議員さんたちにもご説明してから予算関係も関係してきますので、そういったご説明をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） この自然災害が発生する以前の段階から目的が述べられております。災害発生予防と拡大が目的であるというふうに示されておるんで、それは誰が判断するんですか。発生した後だったら分かるんですけども、予防、拡大にしても、仮の話、受益者が1人おつて、それが拡大によってまた2人、3人という広がりを見せる、そういった災害の拡大、これは誰が判断してどういう申請の仕方をするのか、その辺について教えていただければというふうに思います。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） この事業にのるかのらないかというその事業の採択要件というかそういうご質問だと思いますが、これも村が100%出すわけじゃなくて、これは村が起債をお借りしまして、お金を借りましてする事業なもので、借りるところに一応申請を、これこの事業

でできますかというような申請をするわけです。協議をするわけです。その中身といいますのは、この場合は、先ほど言いました国交省とか県補助にのらない事業ということなんで、逆にいえば漏れた事業に対して村がやるということですので、中身的には採択要件は家のすぐ裏とか、角度が30度以上とか、高さが5メートル以上とか、そういった要件は国とか県の補助事業の要件と一緒にやっています。ただ、受益として二、三軒しかないとか、そういった面積的に狭いとかというところで外れる部分というのになってきますので、その審査の条件としましては地形的な条件は国とか県がする事業の審査と同じになってくると思います。村だけで判断できないところがありますので、一応ご相談させていただいて、うちのほうも上にあげるといえることになろうかと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 予防という側面からの判断なんですけど、仮に受益者になるであろう方が、ここはちょっと不安だから自然災害の分担金を使ってやってくれという申請の仕方もあるのか、あるいは発生した後でないと申請できないのか。またその拡大についても、仮にこれは拡大しそうだということであれば、それは村が判断をするのか、仮に隣に拡大してしまうというその辺の判断はどうするのか。この辺が少し分からぬので教えていただければと思うのですが。

○議長（多武 義治君） 建設課長。

○建設課長（上部 宏君） 今要綱にありますように、今言われましたように、災害の発生予防、拡大防止を目的としているということになりますので、言われましたように崩れてしまう前とかというのも対象になると思っております。ただ、その辺を判断といいますか、この事業でやれるかというのは起債をお借りするそちらに申請をしなければなりませんので、先ほども言いましたように、うちのほうがいけるという判断でいろいろ資料つけて貸してくださいといった場合に、それができるかどうかというのはちょっとまた上のほうの判断になると思っております。

申請のほうはしていただければ、ご相談いただければ、うちのほうでできるだけ事業ができるように、ただ先ほども言いましたように、分担金というのが通常であれば、壊れる前であれば多分半分、2分の1以内でありますけれども、半分は多分個人の方が出していただくということになると思います。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。2番、東純一君。

○議員（2番 東 純一君） 今の質問と関連してくるんですけども、かなり私の周辺にも危ないと思う箇所があるんです。そういった場合辺り、今小川議員が質問されたように、役場のほうに条例規定、これを使用できるのかなということについては役場のほうに相談をして、そこ

で役場のほうで見ていただくか何らかの対応をしていただいた上でできるできないという判断になるのでしょうか。

○議長（多武 義治君） 建設課長。

○建設課長（上郡 宏君） 今言われましたように、ご相談を受ければ、こちらのほうで現場を確認いたしまして、上につないで、できるようであれば村の事業としてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第8号 球磨村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第5、議案第8号球磨村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） そもそも産業振興促進区域というのが球磨村で定められているものなのか、減免して地方交付税75%の交付税措置というふうに話は聞いておりますが、今後復興をしていく中で、この産業振興促進区域の指定というのは今後必要だろうというふうに思いますが、今の現在と将来に対しての考えをお聞かせいただければと。

○議長（多武 義治君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 今回制定します条例につきましては、昨年9月に新たな過疎計画を策定したところですけど、その中に産業振興促進事項ということで、その中に区域を設けております。区域といいますのは村内全域ということでさせていただいておりますので、今後引き続きこの過疎法に基づく認定が続く限りは村内全域ということになります。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第9号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第6、議案第9号球磨村敬老祝金給付条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 今回の条例はこれまでの敬老年金等の給付条例を廃止し、新たに祝金方式に変えるものです。しかし、毎年給付していた敬老年金を一気になくすとなれば対象者も多く、その影響があまりにも大きくなることが予想されます。これまで受給されていた高齢者は健康に留意され在宅で過ごされ、年金の受給を楽しみに頑張っておられる方々です。今後においてこれまでの年金支給額を減額するなど、議論の余地があるのではないかと考えます。

以上のような理由から、今回の条例案には反対をいたします。

○議長（多武 義治君） 反対の意見が出ておりますが、賛成の意見の方おられませんか。それでは、ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） ないようですので、反対意見があっておりますので、この議案については起立採決で決定したいと思います。

議案第9号に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（多武 義治君） 起立なしと認めます。したがって、議案第9号は否決されました。

日程第7. 議案第10号 球磨村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第7、議案第10号球磨村課設置条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第11号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第8、議案第11号球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 一般職の職員の給与に関する等々、これは国の人事院勧告ではないものなんですよ。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 通常の人勧の時期とずれているということでのご質問かと思っておりますけれども、初日の提案理由のほうでもご説明しましたとおり、昨年令和3年度の人事院勧告出されましたけれども、国家公務員の給与改定に伴う法の改正が12月1日までにできませんので、総務省のほうからもいろいろ通知がございまして、今回の夏の給与改定のほうで一括して整理をするということで、今回昨年の人事院勧告に基づいて0.15月分を今年度の夏と冬の期末手当のほうで調整をさせていただくという趣旨でございます。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） これ、調整して減額になるわけですよ、もちろんこの一般職に関しての国の人事院勧告に伴う公務員等々の給与の整合性に対しての一般職の給与だと思いますが、どうしても気になるのは、特別職に関してはもちろんこれは村単独での条例に沿ったものだというふうに思います。これに関しては、これまでいろんな形の中で身を切る改革と言われておりますが、それに対しては村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

特別職についても一般職と準ずるということで、同じような対応をしているところでございます。恐らく高澤議員が言われるのはそのほかの部分だろうと思っておりますけれども、その辺もしっかりと考えていくべき時期が来ればしっかり自分でも考えていきたいとそういうふうに思っ

ております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 基本、私個人の考えは、給与を減額するとか、もちろん公務員なので足並みをそろえる部分というのは確かにあるとは思いますが、やっぱり生活していく上でどうしても給与という部分、もちろん特別職も含め、減額することが最大限いいかというところは違うとは思いますが。

しかしながら、いろんな形で公務員、一般職員というのは、国のある程度の人事院勧告に従ったもので評価をされますので、そこはしっかり特別職の方々も整合性を保つ必要があると、私達議員もそうなんですが、やはりそこはしっかり目に見えたものであってほしいとは思っております。よろしくをお願いします。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第12号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第9、議案第12号球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 消防団員の定員等々の改正ということではありますが、こういう形で非常勤の出動に関してもきめ細やかに支給されるようになって、消防団員、私も消防団員なんですが、非常にボランティアの部分からすると団員も喜ばしいことだというふうに思いますが、一つ気になるのが定数です。

以前1回定数の見直しは行われているようですが、条例に書かれている各分団の定員数に関して、やはり団員確保という部分が非常に厳しいです。今回に関しても、我々の3分団においてはそのままいくと16名ぐらいに恐らく落ち込んでいくだろうというふうに思いますが、そ

れに関して、やはり機能別団員、あるいはOBの方々、こういう人たちも機能別のほうに入るのかどうか分かりませんが、非常にその人たちの協力も今後必要になるだろうと私は思っております。そこもしっかり、手当て出すからということではなくて、ある程度の支給のものを今後検討する必要があるのではないかとこのように思っておりますので、そこら辺村長いかがですか。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今高澤議員言われるように、消防団員の確保については本当に各所分団、本当に苦勞されていることは理解しているところでございます。私個人も、今後消防団員、元消防団員のOBの方々を消防団活動、もう日頃から一緒についてということではないにしても、有事の際にはしっかり消防団員と協力できる、そのような球磨村独自の体制が取ればということと考えておりますので、今後はそういった方向で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第13号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第10、議案第13号球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議案第 1 4 号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第 1 1、議案第 1 4 号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第 1 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 1 5 号 球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第 1 2、議案第 1 5 号球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例を廃止する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第 1 5 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3. 議案第 1 6 号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第 1 3、議案第 1 6 号球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。5 番高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 今回の条例は、これまで支給してきた心身障害者に対する福祉年金を廃止するものです。9号議案で申しました敬老年金と同様に、在宅で頑張っておられる方々の福祉年金をなくすとなれば、その影響があまりにも大きくなることが予想されます。今後において、身体障害者の等級などを考慮する方法や、支給額を減額するなど議論の余地があるのではないかと考えます。

以上の理由から、今回の条例案には反対をいたします。

○議長（多武 義治君） 反対意見が出ましたが、賛成の意見はございませんか。
ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） それでは、反対意見がありましたので、この議案につきましては起立採決で決定をしたいと思います。議案第16号に賛成の方はご起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（多武 義治君） 起立なしと認めます。したがって、議案第16号は否決されました。
審議の途中ですが、ここで10分間の休憩をします。

午前10時53分休憩

午前11時01分再開

○議長（多武 義治君） それでは、会議を再開をいたします。

日程第14. 議案第17号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第14、議案第17号令和3年度球磨村一般会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 当初予算よりですね、かなりの減額で補正をされておるんですけど、これは災害復旧復興に向けた、いわゆる公債を充てる部分が国庫補助県支出金によって多くが賄われたことで大幅な減額になったということで、全体としてはそういうふうに見ていいんだろうというふうに思いますが、そこについてお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） お答えいたします。

大まかには、今、小川議員のご指摘のとおりだろうと思っております。

当初の災害復旧費ですとか、公債費の減ですとか、そういった、もろもろ組み合わさったところで、ある程度大目——大目にといいますか、見積もっておったところが、その精査をしていく

段階で最終的には不用議等も含めまして、この金額に落ち着いたということです。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） まずですね、神瀬地区の宅地移転高地のかさ上げについて、これから一般財源を使って国との協定によって、浸水した水位を考慮してかさ上げをすると、そういう予算が補正、上がっておりますよね。26ページですか。5,600万ですね。これ、一般財源ですかね。

それが質問の一つと、国との協定で現在の、国が示した高さから、村が考える浸水高までのかさ上げ、これがどういう形で協定を結ばれるのか、例えば村の持ち出し、国の持ち出し、負担金、それぞれ幾らぐらいになるのか。割合、当たりが分かれば教えていただきたいです。

○議長（多武 義治君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 今回計上させていただいています、宅地かさ上げ安全確保事業負担金5,600万ですけれども、この内容といたしますのは、これから実施される一勝地神瀬においてのかさ上げを行うときに発生するであろうというところの負担金なんです、これから国と協定を結んでからの負担金になってまいります。

この算定となりますのは、現在国が実施するかさ上げ高ってというのが、治水対策後の水位を目指してかさ上げを実施されるんですが、協定次第の内容によってなんですが、治水対策後水位よりもハイウォータープラス1.5メートルのその差が出てくる地区が出てまいります。その分を村が負担するというところで協定を結ぶ予定としています。

今回の財源といたしましては、5,600万の半分が国庫補助です。残りの2分の1につきましては、95%が特別交付税措置ということになります。

協定につきましては、まだ現在詰めている段階ということになります。

○議長（多武 義治君） 6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 23ページですけれども、河川総務費の中に委託料、樋門操作員操作委託料、計上してありますけれども、渡地区において、その樋門が全て被災をして、使える状態ではなかったわけでありましてけれども、ここに計上してあるということは、元の状態になったということと理解しておりますけれども、そこで、操作員の安全を考えたときに、ヘルメットとかライフジャケットの状況どうなのか、また、操作員のメンバーといいますか、今までの方々がされているのか伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） 令和3年度が梅雨入りが早くて、5月の終わりにはたしか梅雨に入ったんと思いますが、その後も夏場にも何回か出務いただきまして、その出務された分が、国交省と契約して委託が入ってくるんですけれども、その分が精査できまして、その分の差額を

106万24円で計上しております。

時間外にいただいたお金が出てきたということによろしいでしょうか。

○議長（多武 義治君） 6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） であれば、現状といたしますか、樋門の、教えていただければと思います。

○議長（多武 義治君） 建設課長。

○建設課長（上蔀 宏君） 動力式のポンプが被災前に大分設置していただきまして、3か所だったですかね、つけていただいておりますが、令和2年の7月の豪雨でみんな被災を受けまして動かない状態がありましたけども、完全に復旧というわけじゃないかもしれませんが、全部が大体、応急なりにしても動くようには設定されております。

ただ、そちらのほうは、動力のほうは、業者さんのほうに、たしか点検を含めて、動かしていただくように、今考えていただいているようですが、一部は、動力でやはり手動でやっておりますけども、将来的には、一部始まったですかね、無動力で、自動で開け閉めができるというような方向で工事を行うということで、なっているようでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 温泉センターの利用料に関連をいたしたいと思います。今、コロナということで、村内だけのようでございますし、12時からということです。

私もしょっちゅう行きますけれども、現在の利用数あたりは、分かれば教えてください。

○議長（多武 義治君） 村長、利用数は分らんけん、感じば言うてもらえば。

利用数は分らんけん、数字的なことなので。分らんけん、その状況ば言ってもらえば。産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） すいません、遅くなりました。

1月末現在の数字でよろしいでしょうか。

○議員（9番 田代 利一君） はい、いいです。

○産業振興課長（犬童 和成君） 温泉料の、村内ですけども、大人が1,624人、子どもが168人となっております。

よろしいですか。

○議長（多武 義治君） 田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 今、朝からということじゃございませんので、12時からということで、もう私はしょっちゅう行きますけれども、もう常連客が決まっているような気がします。それと、今後の「かわせみ」について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

一般質問でも恐らくお答えしたと思いますけども、今、近隣の市町村の第三セクター、温泉あたりの状況を聞いていますと、本当に厳しい状況で、お客さんがいなくて、維持をするのに大変という話を聞いております。

ですから、しばらくの間は、このコロナということで利用者は見込めないのかなと思っております。ですから、昨日の一般質問の答弁のとおりアフターコロナを見据えて、しっかりと指定管理なりなんりの対策を取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） コロナということで大変だと思いますけど、今、建設業は、前も言いましたように、ほとんどよそからです。あるいは八代に泊まるだけということで、球磨郡内でも泊まりはできんでしょう、「かわせみ」はいつ頃からできるかと聞きますので、早ければ泊まるだけぐらいはコロナが終息すれば、そこ辺も検討していただければと思います。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。2番、東純一君。

○議員（2番 東 純一君） 34ページになりますけれども、防災費のところでは負担金補助及び交付金のところの欄ですけれども、自主防災組織等活動補助金、水害保険加入促進補助金のところが100万、200万の三角になっておりますけれども、この要因として考えられるところを教えてください。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） お答えいたします。

自主防災組織等活動補助金、これにつきましては、それぞれ実績に応じて減額ということでございますので、当初、想定していた予算額に対して、申請額が少なかったというようなことかと思っております。

それから、2点目の水害保険等の加入促進補助金につきましては、当初たしか300万計上しておったかと思うんですけれども、これは、通常の火災保険に加えて、水害保険を特約で付加してらっしゃる方について、上限1万等々という形で実施をしておりますけれども、これにつきましては、申請の実績に応じてということでございますので、まだ、生活の再建といえますか、住まいの再建が済んでいないような状況の中で、その対象となる物件がないというような方が多かったのかなということで分析をしているところでございます。

○議長（多武 義治君） 2番、東純一君。

○議員（2番 東 純一君） はい、今、要因として答弁していただきました。村としても、この保険加入のPRですね、そのようなことも含めたところで、まだ住宅の再建がなかなか進まないところがあつての要因になっているのかもしれませんが、あればこしたことありませんので、そここのところは今後としても十分、村からのPRといいますか、そういうお知らせ等はお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 24ページ、ふるさと納税応援基金積立金マイナスの2,500となっております。マイナスということは、当初予定していた額より少なかったということですかね。

○議長（多武 義治君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 積立金のマイナスということではしているんですけども、実は、このふるさと応援基金積立金と災害復興基金積立金は連動しておりまして、ふるさと納税分の返礼品なしの分、なしの分というのは災害復興基金積立金ということで積立てをするようにしましたので、こっちの7,600万という増額のほうに入り込んでいるという状況になります。

現在、2月末時点の寄付の総額といたしまして、1億2,400万円強の寄付いただいているところでございます。特に、当初の見込みより減ったということではございません。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。

○議員（5番 高澤 康成君） はい、いいです。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第18号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第15、議案第18号令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第19号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第16、議案第19号令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第20号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第17、議案第20号令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第21号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第18、議案第21号令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（多武 義治君） お諮りします。審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

本日は、これで延会とします。次の本会議は、明日3月11日午前10時から開きます。お疲れさまでした。

午前11時31分延会
